

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社北陽
- 業者の住所：大阪府大阪市東淀川区菅原7-1-21
- 2 指名停止措置期間：令和7年8月21日から令和8年1月20日まで（5か月）
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
- 同社は、大阪市発注の複数の工事において、建設業法第26条第3項に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた者を専任の主任技術者として配置し、また、同法第22条第1項の規定に違反して、請け負った建設工事を一括して他の業者に請け負わせ、さらに、同法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、経営規模等評価申請のうち、「工事経歴書」及び「技術職員名簿」に虚偽の記載をして得た経営事項審査結果を大阪市等へ提出し、大阪市等がその結果を資格審査に用いた。
- このことが、同法第28条第1項、同条第3項、同条第4項及び同条第5項に該当するとして、令和7年3月31日、建設業許可部局である大阪府知事から監督処分（指示処分及び25日間の営業停止処分）を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11（第6の3を適用）

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～10 略	
（建設業法違反行為）	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	